

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 四 百 八 号  
平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 八 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する等の規則

( 観 光 課 ) 八五四ページ

### 告 示

木曾川地域森林計画の樹立

揖斐川地域森林計画の変更

宮・庄川地域森林計画の変更

長良川地域森林計画の変更

飛騨川地域森林計画の変更

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

### 訓 令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

( 人 事 課 ) 八五六

### 公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良事業計画の変更認可

土地改良区の解散

県営土地改良事業の換地計画の決定

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

( 商 業 流 通 課 ) 八五六

( 農 地 整 備 課 ) 八五七

( 同 ) 八五七

( 同 ) 八五七

( 建 設 政 策 課 ) 八五七

指定管理者の指定

同

土地改良区役員の退任及び就任

( 街 路 公 園 課 ) 八六〇

( スポーツ健康課 ) 八六〇

( 西濃農林事務所 ) 八六一

岐 阜 県 公 報

毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( 時 刻 は 翌 日 )

平 成 二 十 四 年 十 二 月 二 十 八 日

規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する等の規則

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部改正）

第一条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表二十五の項から二十八の項までを次のように改める。

二十五から二十八まで 削除

（岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例施行規則及び岐阜県恵那山高原国民休養地管理規則の廃止）

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 岐阜県恵那山高原国民休養地使用料徴収条例施行規則（昭和五十五年岐阜県規則第四十二号）
- 二 岐阜県恵那山高原国民休養地管理規則（平成十八年岐阜県規則第十九号）

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第六百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計

画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬数河字宮ヶ洞一七七七、一七七三、一七七四、一七七五の一、一七七六の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間   | 区域変更前後 | 敷地の幅員      | 延長  | 備考 |
|-------|-------|---|--------|------------|-----|----|
| 県道    | 三川輪島線 | 各務原市蘇原花園町二丁目一<br>目一六番一地从先から<br>同市蘇原瑞穂町二丁目三<br>番一地从先まで | 別      | ル          | ル   |    |
|       |       |   | 後      | 一五〇<br>三七〇 | 四〇〇 |    |
|       |       |   | 前      | 一五〇        | 四〇〇 |    |

岐阜県告示第六百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年十二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名   | 区 間   | 延長     | 供用開始の期日      | 備考                |
|-------|-------|---|--------|--------------|-------------------|
| 県道    | 三川輪島線 | 各務原市蘇原花園町二丁目一<br>六番一地从先から<br>同市蘇原瑞穂町二丁目三<br>番一地从先まで | ル      | 平成<br>二四・三・六 | 平成<br>二四・三・六      |
|       |       |   | （メートル） |              | （区域又は決定又は変更の告示の日） |

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三の項中「明治三十一年法律第十四号」を「平成二十三年法律第五十一号」に、「第三編」を「第四編」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年一月一日から施行する。

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ郡上店

郡上市八幡町五丁目三番地二

二 意見の概要

郡上市長の意見

・騒音、廃棄物については計画どおり実施されたい。なお、周辺住民等から苦情等があった場合には、迅速な対応をお願いする。

・周辺農地の農作物への日照問題及び夜間照明による作物の発育障害等が起らないように建物の高さ、夜間照明の位置に配慮されたい。

・付近の診療所等への通院等のため、高齢者や虚弱者の歩行があるので、車輛の流れを検討され、駐車場の出入口の設置等に配慮されたい。

・児童生徒の登下校時や、学校の休業日の往来時にも安全確保に留意願いたい。  
（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

マックスバリュ岐阜南店

羽島郡岐南町下印食二丁目二二 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年十二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地  
マックスバリュ垂井ショッピングセンター  
不破郡垂井町二二八九番五 外
- 二 意見の概要  
意見なし（届出事項 変更）

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

|                |             |            |
|----------------|-------------|------------|
| 施行者名           | 施行に係る地区名    | 認可年月日      |
| 関市木曾川右岸用水土地改良区 | 関市木曾川右岸用水地区 | 平成二四・一二・二〇 |

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条の第一項の規定により、次

の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

|            |            |
|------------|------------|
| 土地改良区名     | 解散認可年月日    |
| 白川町蘇原土地改良区 | 平成二四・一二・一七 |

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区大湫工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 縦覧期間  
平成二十四年十二月二十八日から  
平成二十五年二月一日まで
- 二 縦覧場所  
瑞浪市役所

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九十五号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取消年月                 | 商号又は名称              | 代表者の氏名            | 主たる営業所の所在地               | 許可番号           | 取り消した工事業   |
|----------------------|---------------------|-------------------|--------------------------|----------------|--|
| 平成二十<br>四年八月<br>二十一日 | 株式会社<br>丸重          | 代表取締役<br>靖 長屋     | 岐阜市細畑一<br>丁目一六           | 般二十一<br>〇二〇五八  | 土木、大工、とび・<br>土工、鋼構造物及<br>び鉄筋工事業                                    |
| 平成二十<br>四年八月<br>三十一日 | 株式会社<br>三宝建築        | 代表取締役<br>正 伊藤     | 下呂市萩原町<br>尾崎三六九一<br>番地一  | 般十九 八<br>〇〇一四〇 | 土木及びほ装工事<br>業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>四日   | 青木商事<br>株式会社        | 代表取締役<br>幸信 青木    | 瑞穂市穂積一<br>七三三番地一         | 般十九 一<br>一六三一  | 内装仕上工事業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>五日   | 有限会社<br>稲田組         | 代表取締役<br>敏彦 稲田    | 高山市国府町<br>広瀬町一三三<br>七番地三 | 般二十一<br>一三三九五  | 土木、建築、とび・<br>土工、ほ装、造園<br>及び水道施設工事<br>業                             |
| 平成二十<br>四年九月<br>五日   | 株式会社<br>ヤマサ         | 代表取締役<br>武 三宅     | 恵那市明智町<br>八四八 一          | 般・特十九<br>三三二一八 | 土木、建築、大工<br>とび・土工、タイ<br>ル・れんが・プロッ<br>ク、塗装、防水、<br>内装仕上及び水道<br>施設工事業 |
| 平成二十<br>四年九月<br>五日   | 株式会社<br>カネダイ        | 代表取締役<br>傳吾 鈴木    | 加茂郡白川町<br>切井二一六<br>一     | 般十九 一<br>四七〇三  | 鋼構造物工事業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>六日   | 株式会社<br>森組          | 代表取締役<br>治 森俊     | 各務原市三井<br>東町四丁目二<br>三番地  | 般十九 二<br>八〇八   | 管工事業   |
| 平成二十<br>四年九月<br>七日   | 有限会社<br>飛相総業        | 代表取締役<br>操 北村     | 下呂市萩原町<br>宮田一八三七<br>番地七  | 般二十一<br>八〇〇一六  | 塗装工事業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>十四日  | 株式会社<br>異組          | 代表取締役<br>重樹 松原    | 岐阜市藪田南<br>一丁目三番一<br>八号   | 特十九 二<br>八一二   | 土木、とび・土工、<br>鋼構造物及びほ装<br>工事業                                       |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 株式会社<br>吉田業務<br>店   | 代表取締役<br>吉田和男     | 岐阜市石谷六<br>一四番地の二         | 般二十三<br>四五六    | 左官工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>三日   | 新井建材<br>△           | 代表取締役<br>けい子 新井眞一 | 美濃加茂市新<br>池町三二<br>三〇     | 般二十五<br>〇〇三六五  | 土木、とび・土工、<br>ほ装及び水道施設<br>工事業                                       |
| 平成二十<br>四年十月<br>一日   | 有限会社<br>山庄水一<br>△   | 代表取締役<br>けい子 加藤   | 関市豊岡町二<br>丁目四番一七<br>号    | 般二十三<br>三五〇三〇  | 建築、大工、屋根、<br>タイル・れんが・<br>ブロック及び内装<br>仕上工事業                         |
| 平成二十<br>四年九月<br>二十日  | 大島建築<br>会社          | 代表取締役<br>博康 大島芳郎  | 岐阜市岩田西<br>三丁目四六七<br>番地   | 般二十三<br>九六二六   | 建築及び大工事<br>業   |
| 平成二十<br>四年九月<br>二十日  | 川尻電気<br>工事株式<br>会社  | 代表取締役<br>博康 川尻    | 下呂市金山町<br>金山一六五六<br>番地の六 | 般二十四<br>二七五八   | 機械器具設置工事<br>業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>十九日  | 株式会社<br>北斗ワー<br>ク   | 代表取締役<br>丹羽功二     | 揖斐郡池田町<br>草深九四番地<br>の二   | 般二十二<br>一七〇八五  | 塗装及び防水工事<br>業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>十八日  | 有限会社<br>カ二建工<br>業   | 代表取締役<br>規 林雅     | 岐阜市折立八<br>四〇番地一          | 般二十二<br>一〇〇七五  | とび・土工工事業   |
| 平成二十<br>四年九月<br>十四日  | 株式会社<br>野中正夫<br>左官店 | 代表取締役<br>野中正夫     | 可児市今渡一<br>二七二 一          | 般二十四<br>一九〇一   | 建築、大工、とび・<br>土工及び鋼構造物<br>工事業                                       |
| 平成二十<br>四年九月<br>十四日  | 株式会社<br>木下バイ<br>ブ   | 代表取締役<br>和則 木下    | 飛騨市古川町<br>向町三丁目三<br>三七   | 般二十一<br>九五〇〇四  | 左官及びとび・土<br>工工事業   |
| 平成二十<br>四年九月<br>十四日  | 株式会社<br>英輝          | 代表取締役<br>目一三輪     | 郡上市白鳥町<br>白鳥八五〇の<br>二    | 般十九 一<br>六四四〇  | 電気、板金、塗装<br>器具及び水道施設<br>工事業  |
| 平成二十<br>四年九月<br>十四日  | コテラ商<br>会           | 代表取締役<br>目一三輪     | 西市場町六丁<br>目一五番地          | 〇二〇四八          | 電気、板金、塗装<br>器具及び水道施設<br>工事業  |

|                      |                      |                    |                            |                    |  |
|----------------------|----------------------|--------------------|----------------------------|--------------------|--|
| 平成二十<br>四年十月<br>十七日  | 後藤木材<br>株式会社         | 代表取締役<br>後藤<br>総一郎 | 岐阜市大倉町<br>一二番地             | 般十九一<br>〇一八九六      | 電気工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>十七日  | 村瀬興業                 | 村瀬守                | 可児郡御嵩町<br>中一一三二番<br>地の三    | 般十九五<br>〇〇一〇四      | 造園工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>十九日  | 有限会社<br>高井環境         | 代表取締役<br>高井<br>信博  | 岐阜市西荘三<br>二二三 一七<br>六      | 般二十三<br>一〇二四四      | 建築工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>十七日  | 有限会社<br>藍研           | 取締役<br>丹羽利治        | 岐阜市岩田西<br>三 五二三            | 般二十二<br>八七四七       | 建築、大工及び内<br>装仕上工事業                                   |
| 平成二十<br>四年十月<br>十五日  | 野村建設<br>株式会社         | 代表取締役<br>野村<br>廣志  | 岐阜市末広町<br>六八番地             | 般二十四<br>一六七六       | 土木及び建築工事<br>業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>十一日  | 有限会社<br>辻井組          | 代表取締役<br>所澄<br>夫   | 羽島市正木町<br>大浦二九八〇<br>番地     | 般二十三<br>一五八三七      | とび・土工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 株式会社<br>ベテマス         | 代表取締役<br>澤頭<br>功治  | 大垣市入方三<br>丁目三七番地           | 般十九一<br>三〇八七       | 建築、大工、屋根<br>及び内装仕上工<br>業                             |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 日比野木<br>材株式会<br>社    | 代表取締役<br>日比<br>野繁樹 | 可児市塩一九<br>八番地の一            | 般二十三<br>一一〇四八      | 土木及びとび・土<br>土工事業                                     |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 空間建築<br>工房           | 吉田雅一               | 大垣市墨俣町<br>墨俣法蔵寺一<br>〇八七番地一 | 般十九二<br>〇〇六九六      | 建築工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 松本塗装<br>店            | 松本智慧<br>登          | 大垣市河間町<br>一丁目四一番<br>地      | 般二十三<br>二〇〇六一<br>四 | 塗装工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   | 秋山組                  | 秋山正昭               | 養老郡養老町<br>鷺巣一六七〇<br>一六七    | 般十九二<br>〇〇四四八      | 土木工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>四日   |                      |                    | 七                          |                    |  |
| 平成二十<br>四年十月<br>二十九日 | 株式会社<br>アベテク<br>ノ    | 代表取締役<br>高橋<br>泰之  | 岐阜市六条大<br>溝三丁目一一<br>番八号    | 特二十四<br>一〇二五〇<br>八 | 管及び防水工事業   |
| 平成二十<br>四年十月<br>二十二日 | 有限会社<br>ウイル・<br>スコープ | 代表取締役<br>立川<br>雅弘  | 大垣市鹿島町<br>五 五 四            | 般二十三<br>二〇〇三三<br>八 | 建築工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>二十二日 | 株式会社<br>タツケン<br>ホーム  | 代表取締役<br>加藤<br>竜徳  | 可児市矢戸北<br>屋敷一九七番           | 般二十三<br>五〇〇六三<br>二 | 左官、とび・土工<br>石、鉄筋、板金、<br>ガラス、塗装、防<br>水、熱絶縁及び建<br>具工事業 |
| 平成二十<br>四年十月<br>二十四日 | 岐阜塗装                 | 松田弘樹               | 岐阜市芥見長<br>山二 九一            | 般十九一<br>〇一一七四      | 塗装工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>二十九日 | 中西塗工<br>店            | 中西石松               | 高山市松之木<br>町二九二八<br>五       | 般二十三<br>一五九六八      | 塗装工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>三十一日 | 坂井工務<br>店            | 坂井嘉二               | 岐阜市加野一<br>丁目五七番二<br>号      | 般十九一<br>〇一一七八      | 建築工事業  |
| 平成二十<br>四年十月<br>三十一日 | 加木屋土<br>木            | 加木屋篤<br>志          | 可児市下切一<br>一〇九番地二           | 般十九五<br>〇〇三三三      | 土木、とび・土工<br>ほ装及び水道施設<br>工事業                          |
| 平成二十<br>四年十一<br>月一日  | 有限会社<br>カワタ建<br>設    | 代表取締役<br>河田<br>正光  | 岐阜市村山一<br>七五六番地            | 特二十一<br>一六四九五      | とび・土工、石、<br>鋼構造物、ほ装、<br>しゅんせつ、塗装<br>及び水道施設工<br>業     |
| 平成二十<br>四年十一<br>月二日  | 松山電機<br>株式会社         | 代表取締役<br>松山<br>峯雄  | 郡上市白鳥町<br>白鳥二八番地<br>の二五    | 般二十二<br>四四二六       | 消防施設工事業  |
| 平成二十<br>四年十一<br>月二日  | 寺嶋建設<br>株式会社         | 代表取締役<br>寺嶋<br>敏泰  | 岐阜市上加納<br>山四七二三<br>二六      | 特二十一<br>一五         | 建築、大工、屋根<br>タイル・れんが・<br>ブロック、鋼構造                     |



|                      |                      |                    |                        |                    |   |
|----------------------|----------------------|--------------------|------------------------|--------------------|---|
| 平成二十<br>四年十一<br>月十五日 | 有限会社<br>武芸川工<br>務店   | 代表取締<br>役 藤井<br>和豊 | 関市武芸川町<br>宇多院二七四<br>番地 | 般十九三<br>五〇一六一      | 物及び内装仕上工<br>事業<br>とび・土工工業<br>業  |
| 平成二十<br>四年十一<br>月十二日 | 株式会社<br>キョウワ         | 代表取締<br>役 児玉<br>得男 | 大垣市木戸町<br>一〇番地一        | 般二十一<br>二〇〇七六<br>六 | 土木、建築、大工<br>左官、とび・土工<br>石、屋根、タイル、<br>れんが・ブロック、<br>鋼構造物、鉄筋、<br>ほ装、板金、ガラ<br>ス、塗装、防水、<br>内装仕上、建具及<br>び水道施設工業<br>業<br>電気工業業 |
| 平成二十<br>四年十一<br>月十四日 | 有限会社<br>佐藤電気<br>工商商会 | 代表取締<br>役 佐藤<br>純一 | 下呂市萩原町<br>羽根 四二        | 般二十三<br>一一〇五       |   |

指定管理者の指定

平成記念公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十三年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

昭和村MCグループ

構成員

岐阜市長良六四八番地

株式会社岐阜グランドホテル

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目二六番三三五号メイフィス名駅ビル四階

株式会社名鉄インプレス

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目二番四号  
株式会社名鉄レストラン

愛知県名古屋市中村区瑞穂区新開町二九番三三三号  
名鉄環境造園株式会社

愛知県名古屋市中村区那古野二丁目一番三三三号  
中央コンサルタント株式会社

二 指定の期間  
平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県長良川スポーツプラザ（宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学トレーニングセンターの維持管理に関する業務を除く。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）第十五条及び岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内

公益財団法人岐阜県体育協会

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県長良川スポーツプラザ（宿泊施設に関する業務及びスポーツ科学トレーニングセンターの維持管理に関する業務に限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、



岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十八条の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

株式会社技研サービス

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

| 土地改良区 | 地名 | 年月日      | 役名 | 氏名   | 住 所               |
|-------|----|----------|----|------|-------------------|
| 福東輪中  |    | 平成二四・二・三 | 理事 | 木野隆之 | 安八郡輪之内町海松新田九三番地の一 |
| 土地改良  |    |          | 同  | 浅野常夫 | 中郷新田四二九番地         |
|       |    |          | 同  | 森清   | 下大樽 二二七番地         |
|       |    |          | 同  | 西脇勝  | 榎俣新田六六八番地         |
|       |    |          | 同  | 服部光雄 | 榎俣二四六〇番地の一        |
|       |    |          | 同  | 朝倉文雄 | 輪之内町中郷三三五番地       |
|       |    |          | 同  | 小林亮夫 | 福束 一六番地           |
|       |    |          | 監事 | 森島省二 | 下大樽新田一三三〇番地       |

就任した役員

| 土地改良区 | 地名 | 年月日      | 役名 | 氏名    | 住 所               |
|-------|----|----------|----|-------|-------------------|
| 福東輪中  |    | 平成二四・二・三 | 理事 | 木野隆之  | 安八郡輪之内町海松新田九三番地の一 |
| 土地改良  |    |          | 同  | 浅野常夫  | 中郷新田四二九番地         |
|       |    |          | 同  | 近藤泰治  | 下大樽一三〇五七番地        |
|       |    |          | 同  | 浅野利通  | 榎俣 一三六三番地         |
|       |    |          | 同  | 片野國太郎 | 大藪船附一三三番地         |
|       |    |          | 同  | 北島正司  | 南波 二八七番地          |
|       |    |          | 同  | 小林亮夫  | 福束 一六番地           |
|       |    |          | 監事 | 篠田實   | 塩喰 四二五番地          |
|       |    |          | 同  | 馬淵春巳  | 福束新田八八〇番地         |
|       |    |          | 同  | 國島幹夫  | 四郷 一一一番地          |

平成二十四年十二月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社